

「LPガス設備設置基準及び取扱要領（KHKS0738）」性能規定化対応(案)の
今後の対応について（案）

平成19年5月23日
高圧ガス保安協会
液化石油ガス部

1. LPガス設備設置基準及び取扱要領（KHKS0738）の改正について

- 原子力安全・保安院が平成19年度中の施行を予定しているバルク関係省令の性能規定化との整合を図るべく、LPガス設備設置基準及び取扱要領（KHKS0738）（以下「青本」という。）のバルク関係部分の内容を見直すもの
- 性能規定化された省令に照らして十分な保安水準を確保できる具体的措置例の追加を行うもの（例示基準以外の内容を含む。）
- その他、用語の整理等、性能規定化に伴わない追加・修文等

2. 改正内容（性能規定化対応(案)）の概要

(1) 性能規定化に伴う修正、追加等

原子力安全・保安院が平成19年度中の施行を予定しているバルク関係省令の性能規定化に併せ、内容の見直しや性能規定化された省令に照らして十分な保安水準を確保できる措置等の例を追加したもの。

- 書面投票により平成18年10月の分科会で決議した内容

【資料4中、二重下線又は二重取消線で示す部分】

- 書面投票により平成18年10月の分科会で決議した内容ではあるが、主旨が変更されたもの又は削除するもの

【資料4中、二重下線又は二重取消線＋網掛けした部分】

- 現時点で保安院より報告を受けた省令(案)及び例示基準(案)に基づき新たに追加又は改正した内容

【資料4中、下線＋網掛けした部分】

- 性能規定化された省令が公布された段階で決定する規則及び告示の条項号並びに新たに改正されるKHKS0739の年号等

【資料4中、波線＋網掛けした部分】

(2) 用語の整理や性能規定化に伴わない内容追加・修文

【資料4中、下線で示す部分】

3. 今後の対応（案）

(1) 性能規定化に伴う追加等

- 性能規定化された省令及び例示基準は未だ公布されていない段階であるため、今後内容が変更される可能性がある。従って、本案は省令等の公布までに必要に応じて修正を加える必要が生じる。

- 上記2. の(1)に記載した本案の内容に関する部分については、KHKが実施した委託調査事業において検証した結果に基づくものであり、内容そのものに問題

資料 3

があるものではない。また、上記 1. に記載したとおり、今回改正する青本の内容は、性能規定化された省令と同時施行を行う必要があるものが含まれている。以上のことから、本案の内容をもって、バルク分科会での採決を行う。

○ただし、今後、省令等の公布又は省令等の内容変更が発生した場合は、以下のとおり対応する。

①条項号の番号やKHKS0739の年号については、事務局一任で適宜修正する。

②省令及び例示基準から削除された内容については、事務局一任で適宜修正する。

③省令及び例示基準に係る技術的内容の修正が生じ、本案との齟齬が生じた場合、事務局は主査と相談の上、その対応について検討する。

(2) 用語の整理や性能規定化に伴わない内容追加・修文

本案の内容をもって、バルク分科会での採決を行う。